

# 施工房・事業者を相手方とする国内受注型企画旅行条件書 (裏面)

⚠ 当旅行条件書は非常に重要です。  
必ずお読みいただき、ご理解の上で申し込みください。



- イ) 解除の効果及び払い戻し  
本項(2)②に記載した事由がお客様又は当社が旅行契約を解除したときは、本項(1)①によりお客様が取消料を支払った旅行契約の解除を除き、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払い、又は支払われなければならない費用があるときは、これを事業者の負担とする。この場合、又は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに関わる部分の費用から、当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の項目による費用を差し引いて払い戻しします。
- ウ) 本項(2)②アにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様又は事業者の求めに応じてお客様が出発地に戻るときの必要な手配をいたします。この場合に要する一切の費用は事業者のご負担となります。
- エ) 当社は本項(2)②アの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社と事業者との間に関係は、将来に向かってのみ消滅しお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

- (3) 旅行代金の払い戻しの期間  
当社は、第14項(2)(3)(4)(5)の規定により旅行代金を減額した場合、前項の規定により事業者もしくは当社が旅行契約を解除した場合、事業者に対して払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除に払い戻しにあっては、解除の日から起算し7日以内に、旅行代金の減額は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、事業者に対し当該金額を払い戻しします。
- (4) 本項(3)の規定は、第19項(当社の責任)又は第21項(お客様及び事業者の責任)で規定するところにより、お客様及び事業者又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

## 17 旅程管理と保護措置

- 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施を確保することに努力し、お客様又は事業者に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社が事業者とこれと異なる特約を結んだ場合、この限りではありません。
- (1) お客様が旅行中、旅行サービスを受けられないおそれがあることを認めるときは、旅行契約に基づいて旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。
- (2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、変更内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなわないよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めます。変更、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。
- (3) お客様は旅行開始後旅行終了までの間、受注型企画旅行参加者として行動していただくときは、自由行動時間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。
- (4) 当社は旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。これが当社の責に帰すべき事由によらない場合は、当該措置に費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定の方法で支払う必要があります。

## 18 添乗員

- (1) 添乗員同行の有無は契約書面に明示いたします。
- (2) 添乗員の同行する旅行には添乗員が、同行しない旅行には旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要とする業務の全て又は一部を行います。
- (3) 添乗員又は現地係員が同行しない旅行には、現地において当社の手配を代行する者(以下「手配代行者」といいます。)により旅程の管理を行わせ、その者の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。
- (4) 添乗員の業務は原則として、8時から20時までといたします。
- (5) 添乗員は旅程管理に全力を尽くすため、お客様と同行させていただきます。なお、労働基準法などの法令でも勤務中、一定の休憩時間を確保取ることが必要ですので、ご理解とご高配をお願い申し上げます。

## 19 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客様又は事業者に損害を与えたときはお客様又は事業者が被った損害を賠償いたします(損害発生翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります)。
- (2) 手配代行者の当社が旅行先において、お客様に提供する運送・宿泊機関等のサービスの提供機関(航空機、鉄道、バス、ホテル等)の手配を当社に委ねて手配する者(現地手配会社)を行います。
- (3) 当社又は手配代行者が手配した運送・宿泊機関等のサービス提供機関の故意・過失により、お客様又は事業者に損害を与えた場合は、当該サービス提供機関の責任となります。
- (4) お客様又は事業者が次に示すような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により、損害を被った場合は、当社は本項(1)の責任を負いません。
- イ) 天災地変、戦乱、暴動、又はこれらのため生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止  
ウ) 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、又はこれらにより生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止  
エ) 官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離又はこれらにより生じる旅行内容の変更、旅行の中止  
オ) 自由行動中の事故  
カ) 食中毒  
キ) 盗難・詐欺等の犯罪行為  
ク) 運送・宿泊機関等の運送・不通・スケジュール変更・経路変更等又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮  
ケ) 旅行サービス提供機関(運送・宿泊機関等)の故意又は過失によりお客様が被った損害のうち、当社が関与し得ない事由
- (5) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生翌日から起算して14日以内に当社に対してお申出があった場合に限られ、お客様1名につき15万円を限度に(当社又は当社の手配代行者に故意又は重大な過失がある場合を除きます)賠償いたします。
- (6) 航空運送約款又は航空会社の定めにより日程上実際に利用できない複数の予約(重複予約)をされた場合、航空会社で予約が取り消されることがございます。その場合、当社は責任を負いませんのでご予約の際は十分ご注意ください。

## 20 特別補償

- (1) 当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規定により、お客様が受注型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外果の事故によって身体に傷害を受けたときに、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金をお支払いいたします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、携行品のフィルム、その他当社約款特別補償規程第18条2項に定める品目については賠償いたしません。
- ※ 事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用・賠償責任・救護者費用等には一切適用されません。
- (2) お客様が受注型企画旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等の他、受注型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンングライダー、乗空超軽量動力機(モーターグライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジェットプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものである場合は本項(1)の補償金及びお見舞金をお支払いいたしません。ただし、当該運動が受注型企画旅行行程に含まれているときは、この限りではありません。
- (3) 当社が前項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (4) 当社に求めに応じてお客様が本旅行の日程から離れて行動するための手配を受けることがありますが、この場合当該行動の旅行は本受注型企画旅行の一部として取扱いします。
- (5) 当社が、本項(1)に基づき補償金支払い業務及び前項により損害賠償義務を重んじて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払い義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。
- (6) お客様が受注型企画旅行の行程から、復帰の有無及び復帰の予定日時等の連絡なしに離脱した場合は、当該離脱中にお客様が被った損害については、約款の「特別補償規程」第2条2項に定めるところにより、受注型企画旅行参加中の事故とはみなされないので、補償金及び見舞金をお支払いしません。

- (7) 当社の受注型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する旅行については、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。
- (8) ただし、契約書面及び旅行日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日(これを当社で「無手配日」といいます。)については、その旨をホームページ、契約書面等に明示したの場合に限り、受注型企画旅行参加中とはいいたしません。

## 21 お客様及び事業者の責任

- (1) 事業者又はお客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様又は事業者が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、事業者は当社に対し損害賠償の責任を負います。
- (2) 事業者は当社の旅行契約の締結に際して、当社から提供された情報を活用し、お客様及び事業者の権利義務その他の受注型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において契約書面記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたこと認識されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は、当該旅行サービスの提供者に申し出なければなりません。

## 22 オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の受注型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加代金を収受して当社が実施する企画旅行(以下「当社実施のオプションツアー」といいます。)の第21項(特別補償)の適用については、当社は、主たる受注型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社実施のオプションツアーは契約書面に明示します。
- (2) オプションツアーの企画者が当社以外の現地法人会社である旨を契約書面に明示した場合には、当社は当該オプションツアー参加中のお客様に発生した第21項(特別補償)で規定する損害に対しては、当社は同項の規程に基づき補償金を支払いません。ただし、当該オプションツアーの履行に関わる企画者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該オプションツアーを履行する現地法人会社及び当該企画者の定めによります。
- (3) 当社は、契約書面に「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項(特別補償)の規程は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

## 23 旅程保証

- (1) 当社は、次表右欄に掲げる内容の重要な変更が生じた場合(ただし①②で規定する変更を除きます。)、第9項で定めるお支払い対象旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じた(得た)額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算し30日以内に事業者に支払います。ただし、当該変更事項について当社に第20項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかでない場合は、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- ① 次に掲げる事由による変更の場合は、変更補償金を支払いません。ただし、サービスの提供が行われていないにもかかわらず運送・宿泊機関等の支店、部署その他の諸設備の不足が発生したとき(いわゆる「オーバースタッフ」又は「過剰予約」)による変更の場合は、当社の旅程保証責任としての「変更補償金」を支払います。
- ア) 旅行行程に支障をもたらす悪天候・天災地変  
イ) 戦乱  
ロ) 暴動  
リ) 官公署の命令  
ル) 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止  
レ) 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運航計画に準じない運送サービスの提供  
ロ) 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置
- ② 第16項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に関わる場合、当社は変更補償金を支払いません。
- ③ 契約書面に記載した旅行サービスを受け順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社が1件の旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、お支払い対象旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また1件の旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、事業者は当該変更に関わる変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は同項の規程に基づく当社が支払うべき損害賠償金の額と、事業者が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
- (4) 当社は、事業者が同意された場合、同等価値以上の物品・サービスの提供をもって、全額による変更補償金の支払いに代えていただくことがあります。

## ●変更補償金 当社が変更補償金を支払う要

当社が変更補償金を支払う要	変更補償金の額=1件につき下記の率 ×お支払い対象旅行代金	
旅行開始日の前日までに 事業者に通知した場合	旅行開始日以降に 事業者に通知した場合	
① 契約書面に記載した旅行開始日 又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
② 契約書面に記載した入場する観光地 又は観光施設(レストランを含む)、 その他の旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備の劣化、料金ものへの変更 (変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合を除きます。)	1.0%	2.0%
④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更 (当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0%	2.0%
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%

注1:「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行中に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2:確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それそれの変更につき1件として取り扱います。

注3:③号又は④号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4:④号に掲げる運送機関の種類又は会社名の変更については、等級又は設備が高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5:④号又は⑦号もしくは⑧号に掲げる変更が1乗車等又は1泊中複数発生した場合であっても、1乗車等又は1泊につき1件として取り扱います。

## 24 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2019年7月を基準としています。また旅行代金は、2019年7月以降に発する旅行に適用される運賃として予定されている航空運賃・適用規則を基準としています。

## 25 その他

- (1) お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員・現地係員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に諸費用が生じたときは、これらの費用をお客様又は事業者にご負担いただきます。
- (2) お客様の便宜をはかるため土産物店等にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任でご購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いいたしません。免税店・免税機・免税品がある場合は、ご購入品を必ずお預りください。そのお手続きは土産店・空港等でご確認ください。お客様ご自身で行ってください。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施は致しません。
- (4) 子ども及び幼児の旅行代金は、旅行によって規定が異なります。
- (5) 当社が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについては、各最終旅行日程表に記載している出発空港を出发(集合)してから、当該空港に帰着(解散)するまでとなります。
- (6) 当社の受注型企画旅行にご参加いただくことにより航空会社等のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせ登録等は、お客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により、同サービスの条件に変更が生じた場合でも第20項(1)及び第24項(1)の責任を負いません。
- (7) 契約に関するお客様及び事業者との紛争については、日本国内の裁判所のみが管轄を有し、日本法に準拠するものとします。

## 26 個人情報取扱いについて

旅行申込書にご記入いただく個人情報は、個人情報保護に関する法令及び指針、並びに当社の社内規定に従い、適切な管理・利用と保護に万全を尽くします。

- (1) 当社は、個人情報保護管理者を任命し、お客様の個人情報を適切かつ安全に管理し、個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止する保護策を講じます。個人情報保護管理者の連絡先:  
〒170-6046 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 46F
- (2) 当社の個人情報を以下の目的で利用いたします。
- 旅行に関する連絡の途次
  - 運送・宿泊機関等の手配のため
  - お客様との連絡のため(緊急時の連絡を含む)
  - 保険加入手続きのため
  - アンケートや体験や意見、ご感想の伺いのため
  - 商品、サービスのご案内のため
- 各個人情報の項目の提供はお客様の任意判断によりますが、ご提供いただけない場合、お客様の求められるサービス・対応が受けられないことがありますので、予めご了承ください。
- (3) 当社が旅行に関する諸手続、また運送・宿泊機関等のサービス手配のため、お客様の氏名、住所、電話番号、搭乗便名等運送・宿泊機関、大使館、出入国管理官等に、書類又は電子データにより、提供することがあります。
- (4) 当社は個人情報の取扱業務の全部又は一部を個人情報保護体制について一定の水準を満たしていると認められる委託先に委託する場合があります。
- (5) お客様は、当社利用して自身の個人情報の開示等(利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、削除又は消去、第三者への提供の停止)を通じて、以下の問合せ窓口にお申し出ください。
- 株式会社 施工房 総務セクション お客様情報相談窓口  
〒170-6046 東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 46F  
メールアドレス:privacy@tabikobo.com TEL: 03(5950)3507

## 旅行代金の返金に関するご注意

当社は、事業者の都合によるお取消し及び返金が生じた場合の返金に伴う取扱手数料は、事業者の負担とさせていただきます。ご返金方法は、当社店舗での現金によるご返金、金融機関のお振替口座へのお振込み、又はクレジットカード会社を通じての返金(クレジットカード支払いの場合のみ)のいずれかとさせていただきます。予めご了承ください。

## 空港諸税・燃油サーチャージについて

- (1) 契約書面と総額表示として旅行代金に燃油サーチャージを含んでいる企画旅行での契約の空港、空港諸税は別途お支払いいただきます。また、契約成立後の燃油サーチャージの増減等による追加徴収及びご返金は致しません。
- (2) 契約書面と旅行代金に燃油サーチャージを含まない企画旅行での契約の場合、空港諸税・燃油サーチャージは別途お支払いいただきます。また、契約成立後に航空会社より燃油サーチャージの増減が理由となった場合は、差額の追加徴収及びご返金を行います。燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合は所定の取消料を申し受けます。

## 保険のご加入について

ご旅行中の病気等の治療費の負担額、盗難や傷害等の事故に対する補償、事故の際の加害者への損害賠償請求等、当社では全てのお客様に安心してご旅行をいただくために、国内旅行保険へのご加入を強くおすすめいたします。ご加入方法やプラン等詳しくは保険内容は、当社担当社員にお問合わせください。

## 株式会社 施工房



観光庁長官登録旅行業 第1683号(第1種)  
一般社団法人日本旅行業協会(JATA)正会員  
国際航空運送協会(IATA)公認代理店